

**廃棄物等の搬出完了後に豊島処分地において
新たに廃棄物が見つかった場合の対応マニュアル**

【修正履歴】

年 月 日	摘 要	審 議 等
18・1・24	新規作成	持ち回り審議
30・2・15	廃棄物等の搬出完了後の対応を記載	持ち回り審議

廃棄物等の搬出完了後に豊島処分地において 新たに廃棄物が見つかった場合の対応マニュアル

1 目的

このマニュアルは、豊島廃棄物等の搬出完了後に、豊島処分地で新たに廃棄物が見つかった場合の対応について定めるものである。

2 新たに廃棄物が見つかった場合の関係者への連絡及び立会い

豊島処分地で新たに廃棄物が見つかった場合には、関係者に連絡するとともに立会いを求め、確認するものとする。

3 新たに見つかった廃棄物への対応

確認された新たな廃棄物は、豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会（以下、「フォローアップ委員会」という）の委員又は技術アドバイザーの指導・助言を得て、周辺環境に影響を及ぼさないよう、以下のように直ちに対処するものとする。

- 1) 廃棄物は、現場から除去し、処理を行うまでの間、飛散・流出等の防止のため仮設テント等で一時保管し、性状の把握を行う。
- 2) 直ちに廃棄物の全量の除去が困難な場合には、現場で飛散・流出等の防止措置を講じる。
- 3) 性状の確認に基づき、フォローアップ委員会の指導・助言等を得て処理方法及び処理施設等を決定する。
- 4) 処理の実施にあたっては、その実施計画をフォローアップ委員会に諮るとともに、処理結果を同委員会に報告する。

4 除去の確認

廃棄物の除去を確認するため、全量除去した段階で「廃棄物等の掘削完了判定マニュアル」に基づく判定を行うものとする。